

「就学指定校変更」の相談を受け付けています

就学指定校とは

市教育委員会では「八街市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則」に基づき、お子さんが通学される学校を指定しています。

これは、国が定めた学校教育法施行令の規定により、「市内に小学校・中学校が、それぞれ二校以上ある場合は、市教育委員会が予め指定しなければならぬ」と定められているため、指定しているものです。

就学指定校の変更とは

八街市に住む児童・生徒に対して、定められた通学区域（学区）以外の八街市立小・中学校への通学を認める制度のことです。

ただし・・・

就学指定校変更には許可されるいくつかの要件があります。（下表参照）

就学される小学校・中学校を自由に選択できる制度ではありません。転居後の住所に居住の実態が無い場合など、指定校変更が取り消しになる場合もあります。詳しくは、市教育委員会 学校教育課 ☎ 443-1144 へ。

「就学指定校変更」の相談を受け付けています

Table with 3 columns: 理由 (Reason), 事例 (Example), 必要書類など (Required Documents). Rows include physical reasons, housing changes, special support classes, career guidance, geographical reasons, safety concerns, siblings, extracurricular activities, and other family circumstances.

☆市内全小学校では、集団登校を行っています。通学班を編制し、指定校変更をされている児童についても必ず最寄りの登校班に所属することになります。安全上必ず所属する登校班についてご確認ください。

農業委員会委員選挙人名簿の登録申請

市選挙管理委員会では、毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿を調製しています。

名簿登録申請書は、農家組合連合会に加入されている方には連合会長を通じて、市農業委員会の農家台帳に掲載されている方には郵送で農業委員会より配布しています。（市選挙管理委員会でも申請書を配布しています。）

次の要件を満たしている方は、平成25年1月10日までに申請書を市農業委員会事務局へ提出してください。

なお、この選挙人名簿は、有権者の申請に基づき、市農業委員会の農家台帳でその選挙資格を調査し、調製

されます。選挙人名簿に登録できる方

○市内に住所がある方 ○平成5年4月1日以前に生まれた方

○次のいずれかに該当する方 ①10アール以上の農地の耕作に従事されている方

②10アールの同居の親族またはその配偶者で、年間おむね60日以上耕作に従事されている方 ③10アール以上の農地の耕作を営む農業生産法人の組合員または社員で、年間おむね60日以上耕作に従事されている方

子ども医療費助成受給券の交付申請はお済みですか

小学校4年生から中学校3年生の子どもの医療費助成は、12月から事前に医療費助成受給券の交付を受け、医療機関に提示し助成を受ける方法になりました。

要です。申請をしない場合は12月診療以降の助成が受けられなくなります。まだ申請が済みでない方は、健康管理課へ申請を願います。詳しくは、市役所健康管理課 ☎ 443-1631 へ。

八街市議会12月定例会のお知らせ

八街市議会12月定例会は、11月30日(金)に開会し、12月21日(金)までの日程で行われる予定です。

一般質問日程(予定)

12月4日(火)・5日(水)・6日(木) 午前10時より 詳しくは、市議会事務局 ☎ 443-1148 へ。